

第4章 オプション試算

第1節 オプション試算の位置づけ

第2節 オプションⅠ

第3節 オプションⅡ

第4節 オプションⅢ

第 1 節

オプション試算の位置づけ

社会保障・税一体改革の中で、社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）が成立し、同法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議において、社会保障制度改革に関する議論が行われ、平成 25 年 8 月 6 日に報告書が取りまとめられた。

国民会議においては、年金について、①マクロ経済スライドの見直し、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期の就労と年金受給の在り方、④高所得者の年金給付の見直し等の課題が議論され、その上で報告書において、「少なくとも 5 年に 1 度実施することとされている年金制度の財政検証については、来年実施されることとなっているが、一体改革関連で行われた制度改正の影響を適切に反映することはもちろん、単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改正につなげていくべきである。」と指摘された。

また、この報告書を受けて成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）においても、報告書で提示された課題が年金制度改革における検討課題として列挙されている。

こうしたことから、今回の財政検証に当たっては、法律で要請されている現行制度に基づく財政検証に加えて、これらの課題の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定した試算、すなわちオプション試算を実施することとした。オプション試算の実施に当たっては、社会保障審議会年金部会において、これらの検討課題や同部会における議論を踏まえて、どのような試算を行うか検討し、その結果、3 つのオプション試算を実施した。具体的には、

- ①物価や賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドがフルに発動するよう
に仕組みを見直した場合、
- ②被用者年金の更なる適用拡大を行った場合、
- ③保険料拠出期間の延長や受給開始年齢の繰下げを行った場合

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。高所得者の年金給付の見直しについては、三党協議を踏まえて、引き続き検討する旨の検討規定が法律に規定された経緯があり、前述の報告書において、世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応など、様々な方法を検討すべきとされていることからオプション試算を行っていない。

なお、オプション試算は、今後の年金制度における課題の検討材料という位置

づけで、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提に行ったものではないことに留意する必要がある。

以下、各オプション試算について、試算の内容や結果を解説する。なお、詳細な収入や支出の状況を示した財政見通しは、第6章にまとめて掲載している。

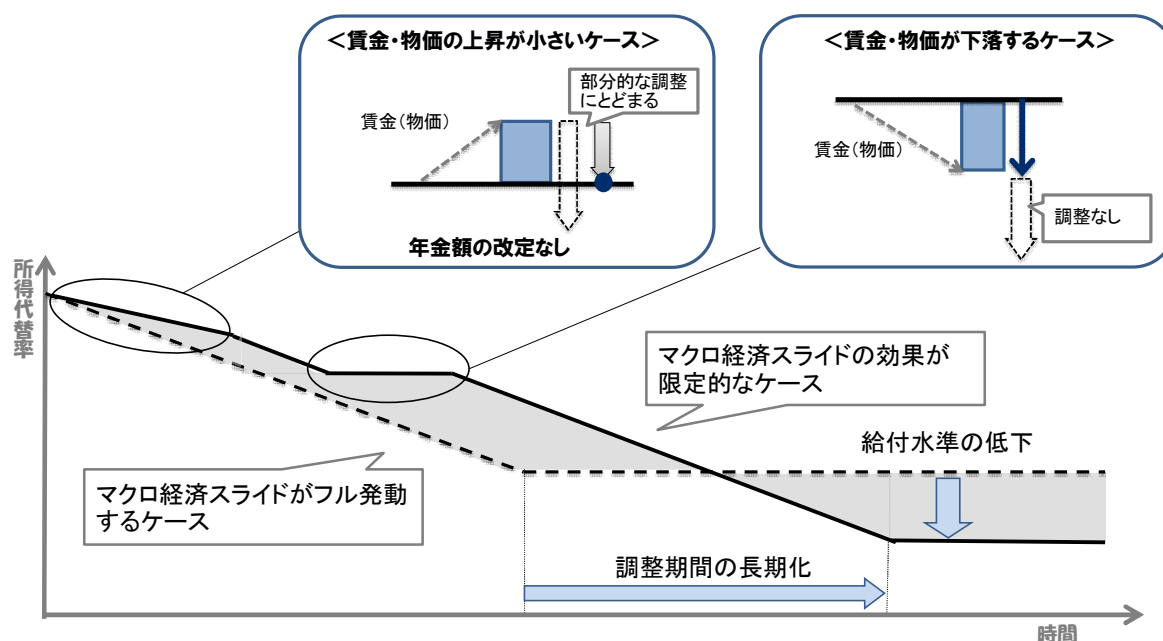
第2節

オプションⅠ

1. 試算の前提

年金額は賃金や物価の変動に応じて改定することが基本であるが、平成16年改正により導入されたマクロ経済スライドにより、賃金や物価の上昇よりも年金額の伸びを抑えるという仕組みとなっている。しかしながら、現行制度では、物価や賃金の伸びが低い場合にはマクロ経済スライドが十分に機能しないため、給付水準調整期間が延びてしまい、結果として給付水準がより低下するという課題がある（第4-2-1図）。これは、マクロ経済スライドは名目額を下回らない範囲で行うこととなっているためである。

第4-2-1図 名目下限措置による調整期間と所得代替率への影響



平成16年改正により財源が固定されている仕組みの下では、長期的な給付総額も固定されるため、給付水準の調整が遅れた場合は、マクロ経済スライドの調整期間を延長し、調整の遅れにより財政が悪化した分を将来の給付水準をより引き下げることによって取り戻す必要がある。

すなわち、マクロ経済スライドによる給付水準調整が遅れると、今の受給者の給付水準は当初の見込みほどは低くならない一方、将来の受給者の給付水準がそ

の分さらに抑制されることとなる。したがって、マクロ経済スライドの仕組みの見直しは、年金給付に要する費用の削減という文脈ではなく、世代間のバランスの観点から議論されるべき問題である。

このオプション試算では、どのような経済状況であっても、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合の試算を行った。

具体的には、物価や賃金の伸びが低い場合、すなわち現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定するため、経済前提は、平成30(2018)年度以降、物価や賃金に景気の波（4年周期、変動幅±1.2%）による変動を加えて設定した。このような経済前提の下、物価や賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合に将来の給付水準がどの程度変化するか等を試算した。

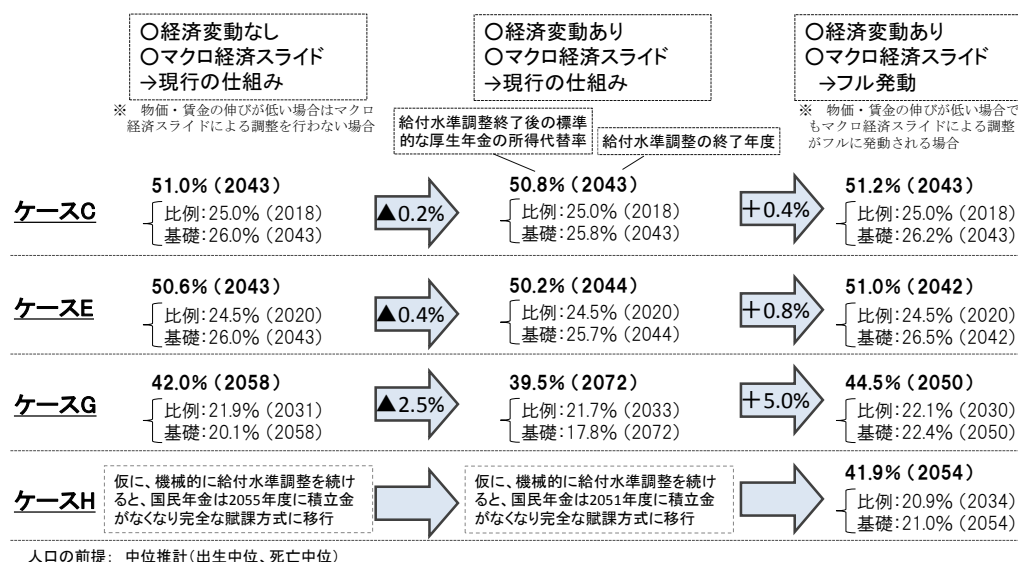
なお、この節において、特に断りの無い限り、現行制度の経済前提は、経済変動を仮定したものとなっている。

2. 試算結果

前述の仮定の下で、人口の前提が出生中位・死亡中位、経済の前提がケースC、ケースE、ケースG及びケースHの場合について試算した結果が第4-2-2図である。

第4-2-2図 (オプションI) 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合

○ オプションIにおいては、経済変動があるため、物価・賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定の上、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)



ケースG、ケースHのように経済が低成長の場合を見ると、ケースGでは所得代替率が5.0%改善する見通しであり、特に、基礎年金部分について、給付水準調整の終了年度が平成84(2072)年度から平成62(2050)年度と大きく前倒しされることから4.6%改善する見通しである。さらに、ケースHの場合、現行のスライド調整の仕組みの下では、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見通しであったところ、このオプション試算では、所得代替率は50%を下回るものの積立金がなくなり財政のバランスを図ることが可能となる見通しとなった。

また、ケースCやケースEのように経済が再生するケースでも、現行の仕組みと比べて、所得代替率が0.4%～0.8%改善する結果となっている。なお、経済変動を仮定しない場合の所得代替率は、第3章で見たようにケースCでは51.0%、ケースEでは50.6%であり、この場合と比べても、オプション試算の結果の方が上回っている。これは、経済変動を仮定しない場合であっても、マクロ経済スライドがフルに発動していない場合があるためである。

このように、いずれのケースも給付水準調整終了後の所得代替率が改善する見通しとなり、高成長のケースCやケースEよりも低成長のケースGのほうがより大きく改善する結果となった。これは、現行の仕組みでは、低成長のケースの方が給付水準調整の遅れが大きく、マクロ経済スライドがフル発動することによる調整終了の早期化がより大きく現れるためである。

マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準を比較したのが第4-2-3図である。

現行の仕組みとフルに発動される仕組みを比較した場合、低成長のケースGでは、厚生年金（報酬比例部分）で3年、基礎年金で22年早く給付水準調整が終了する見通しとなっており、将来の給付水準の改善につながっている。一方、経済が再生するケースで見ると、ケースCでは給付水準調整の終了年度は変わらないものの、ケースEでは基礎年金で2年早く終了する見通しである。

第4-2-3図 マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準

経済前提	経済の変動	マクロ経済スライド調整の仕組み	所得代替率(一元化モデル)の見通し							
			2014	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080
ケースC	あり	現行の仕組み	62.7%	→ 2018 厚生年金調整終了 60.3%	→ 56.9%	→ 2043 基礎年金調整終了 50.8%	→	→	→	→
		フルに発動される仕組み	62.7%	→ 2018 厚生年金調整終了 60.3%	→ 56.9%	→ 2043 基礎年金調整終了 51.2%	→	→	→	→
ケースE	あり	現行の仕組み	62.7%	→ 2020 厚生年金調整終了 59.3%	→ 56.5%	→ 2044 基礎年金調整終了 50.2%	→	→	→	→
		フルに発動される仕組み	62.7%	→ 2020 厚生年金調整終了 59.3%	→ 56.5%	→ 2042 基礎年金調整終了 51.0%	→	→	→	→
ケースG	あり	現行の仕組み	62.7%	→	→ 54.4%	→ 2033 厚生年金調整終了 52.7%	→	→	→ 2072 基礎年金調整終了 39.5%	→
		フルに発動される仕組み	62.7%	→	→ 2030 厚生年金調整終了 53.5%	→	→ 2050 基礎年金調整終了 44.5%	→	→	→
ケースH	あり	現行の仕組み	62.7%	→	→ 54.7%	→	→ 2051 43.8%	2051年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行。その後、保険料と国庫負担のみで可能な給付水準は35%～37%程度。		
		フルに発動される仕組み	62.7%	→	→ 53.4%	→ 2034 厚生年金調整終了 50.7%	→ 2054 基礎年金調整終了 41.9%			

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

既裁定者について、現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率を示したものが第4-2-4表である。

例えば、低成長のケースHで見ると、平成42(2030)年度のスライド調整率は、フルに発動した場合は1.2%であるが、現行の仕組みで実際に発動されるのは0.6%にとどまる見通しである。これは、既裁定者の年金額は、原則として、前年の物価上昇率で改定されるが、ケースHにおける平成41(2029)年の物価上昇率が0.6%であることから、現行の仕組みでは、この物価上昇率の分だけしかスライド調整を行うことができないためである。

したがって、第4-2-4表を見ると、経済前提の高低、特に物価上昇率の大小によってスライド調整の効力に違いが生じており、経済前提が低いほど現

行の仕組みではスライド調整がフルに発動しにくい状況となっている。このため、ケースGやケースHのほうがフルに発動した場合の影響が大きくなっているのである。

第4-2-4表 スライド調整率の比較

	スライド調整率 (フルに発動した場合)		現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率 (既裁定者)							
			ケースC		ケースE		ケースG		ケースH	
	労働市場への参加が進むケース (ケースA～E)	労働市場への参加が進まないケース (ケースF～H)	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり
2015	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
2016	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
2017	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2018	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
2019	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
2020	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2030	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2040	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2050	1.7%	1.6%	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2044年度調整終了	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2060	1.6%	1.6%					2058年度調整終了	0.9%	2055年度に国民年金の積立金が無くなり完全な賦課方式へ移行	2051年度に国民年金の積立金が無くなり完全な賦課方式へ移行
2070	1.8%	1.8%						0.9%		
2080	1.8%	1.8%						2072年度調整終了		
2015～2040 (年平均)	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%
2015～調整終了 (年平均)	-	-	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	-	-

注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

2:実際に発動されるスライド調整率は、調整期間の長い基礎年金の既裁定年金に発動されるものである。なお、厚生年金(比例部分)は、基礎年金より調整期間が短い、調整期間中は基礎年金と同じスライド調整率が発動される。

このように、オプションIによる試算では、いわゆる名目額下限を撤廃し、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとすることにより、経済成長が十分でないような環境において、マクロ経済スライドの終了が早まることで将来の給付水準を改善し、年金制度の持続可能性を高める効果が大きいことが確認された。

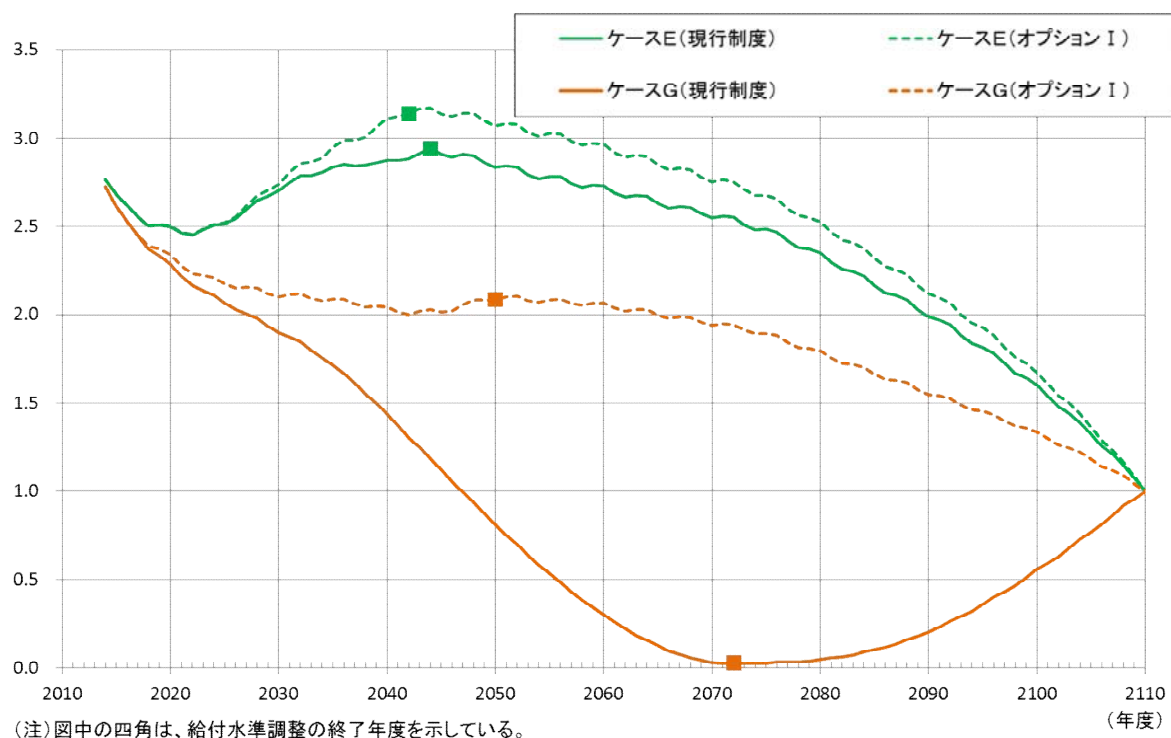
3. オプションIにおける財政見通し

オプションIにおける国民年金の積立度合の見通しを、経済前提がケースE及びケースGの場合で示したものが第4-2-5図である。

ケースGの場合、オプション試算ではマクロ経済スライドがフルに発動することにより給付水準の調整が適切に進むため、現行制度の場合と比べて、積立金水準は大きく上昇する見通しである。

また、ケースEの場合も、スライド調整率が大きくなる2030年代頃から積立金の水準が上昇し、ケースGほどではないものの、現行制度の場合と比べると積立金の水準は高い状態で推移する見通しである。

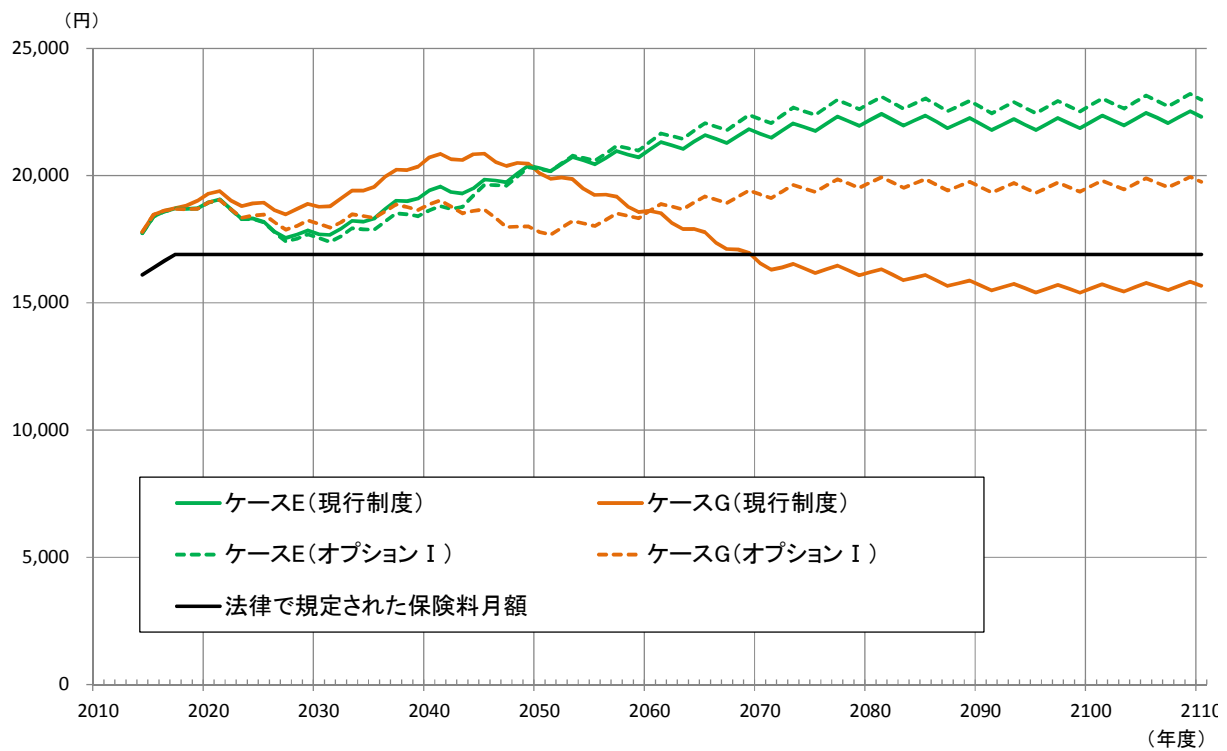
第4-2-5図 国民年金の積立度合の見通し（オプションI）



また、基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（平成16年度価格）の推移を、経済前提がケースE及びケースGの場合で示したものが第4-2-6図である。

どちらのケースもマクロ経済スライドによる調整が行われているときは現行制度の方が拠出金単価（保険料相当額）は高くなっているが、次第に差が縮小し、長期的にはオプションIの方が逆転し高くなる見通しとなっている。スライド調整期間中は、マクロ経済スライドがフル発動しているため、オプションIの方が給付水準は低くなる。しかし、給付水準調整は早く終了するため、最終的な給付水準は高くなることからこのような推移になっている。

第 4 - 2 - 6 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成 16 年度価格）
の見通し（オプション I）



第3節

オプションⅡ

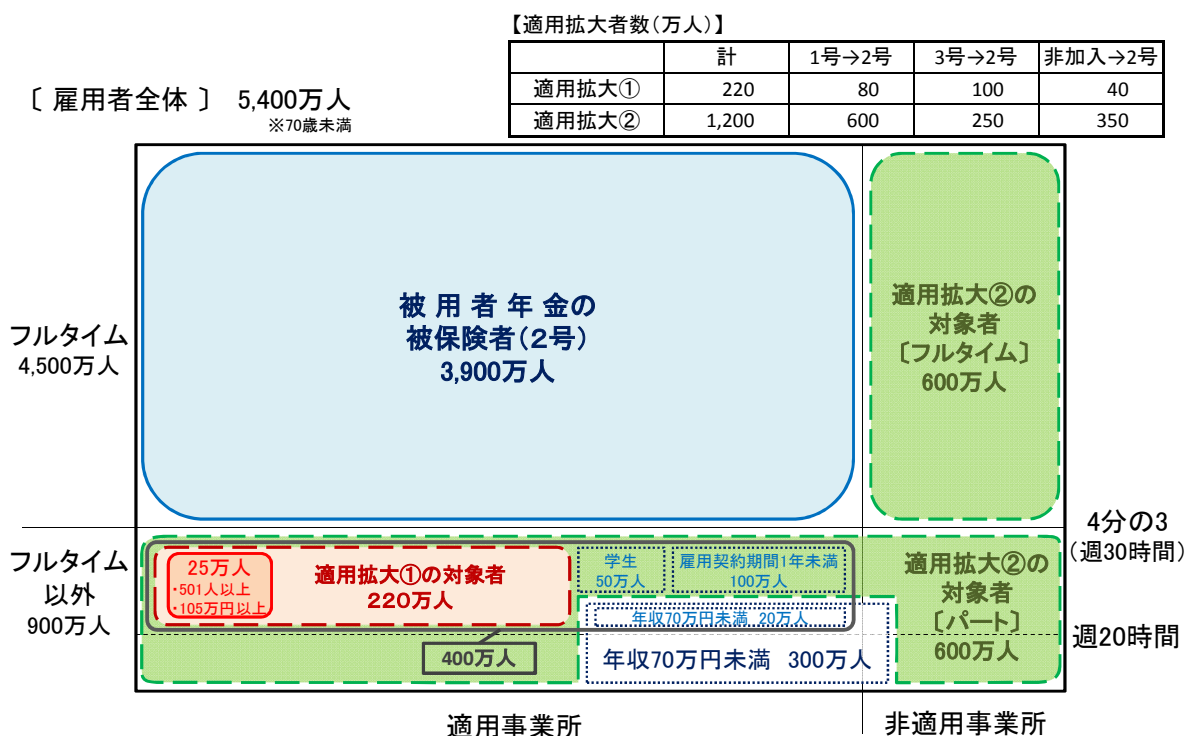
1. 試算の前提

被用者保険の適用拡大については、社会保障・税一体改革において、平成 28 (2016) 年 10 月から一定の要件の下で実施されることとなっており、拡大規模は 25 万人程度と見込まれているが、オプション試算では、この要件を更に緩和し、更なる適用拡大を実施する場合の影響を試算することとした。

具体的には、①一定の賃金収入（月 5.8 万円以上）のある、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者へ適用拡大した場合、②一定の賃金収入（月 5.8 万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合の 2 つの試算を行った。拡大規模は、①の場合で 220 万人程度、②の場合で 1,200 万人程度と見込み（第 4－3－1 図参照）、今期財政検証の 10 年後の平成 36（2024）年 4 月より実施するものと仮定した。

また、国民年金第 1 号被保険者の納付率の前提について、適用拡大に伴って納付率の低い短時間労働者等が厚生年金の適用となるため、納付率が上昇することを織り込んでおり、①の場合で 0.3%程度、②の場合で 3.3%程度上昇するものとしている。

第 4－3－1 図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



注:「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

なお、①では、月収 5.8 万円未満の被用者、学生、雇用期間 1 年未満の者及び非適用事業所の被用者については対象外とし、②では、学生、雇用期間 1 年未満の者及び非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象とし、雇用者の中で月収 5.8 万円未満の者のみ対象外としている。

(1) 適用拡大①の対象者数

適用対象者数の推計に当たっては、第 3 章第 5 節と同様に、労働力調査、加入状況等調査の特別集計結果、パート実態調査の特別集計結果を活用している。

まず、第 3 章第 5 節で見たとおり、第 2 号被保険者でない週の所定労働時間 20～30 時間の短時間労働者は約 400 万人（うち第 1 号被保険者 150 万人、第 3 号被保険者 170 万人、非加入者 80 万人）、このうち学生の人数は、約 50 万人（うち第 1 号被保険者 30 万人、非加入者 10 万人）と推計している。

さらに、雇用期間 1 年未満の者、月収 5.8 万円（年収 70 万円）未満の者については、パート実態調査の特別集計の結果では、雇用期間 1 年未満の者の割合は男性 25%、女性 30%であること、月収 5.8 万円（年収 70 万円）未満の者の割合は第 1 号被保険者で 10%、第 3 号被保険者で 9%、非加入者で 20%となっていることを用いると、適用拡大①で対象外となる雇用期間 1 年未満の者の人数は、約 100 万人（うち第 1 号被保険者 30 万人、第 3 号被保険者 50 万人、非加入者 20 万人）、月収 5.8 万円（年収 70 万円）未満の者の人数は、約 20 万

人（うち第1号被保険者10万人、第3号被保険者10万人、非加入者10万人）となる。

したがって、これらの者を除いた適用拡大①の対象者数は約220万人（うち第1号被保険者80万人、第3号被保険者100万人、非加入者40万人）と見込まれる。

（2）適用拡大②の対象者数

適用拡大②の対象者数は、非適用事業所に勤務する所定労働時間週30時間以上の者（第4-3-1図における適用拡大②の対象者〔フルタイム〕）と所定労働時間週30時間未満の者のうち月収5.8万円以上の者（第4-3-1図における適用拡大②の対象者〔パート〕）に分けて推計を行っている。

前者の人数については、労働力調査によれば、所定労働時間週30時間以上の雇用者は約4,500万人であり、そのうち被用者年金の被保険者として適用されている者は約3,900万人であるから、約600万人と見込まれる。

また、後者の人数については、労働力調査によれば、所定労働時間週30時間未満の雇用者は約900万人であり、そのうち月収5.8万円未満の者は、パート実態調査に基づいて推計すると約300万人であるから、約600万人と見込まれる。

したがって、適用拡大②の対象者数は、これらを合計して約1,200万人（うち第1号被保険者600万人、第3号被保険者250万人、非加入者350万人）と見込まれる。

（3）適用拡大①による納付率の変化

適用拡大の対象となる短時間労働者には、現行制度では第1号被保険者として国民年金保険料を納付することとなっている者がいるが、これらの者に係る納付率は第1号被保険者全体の平均値よりも低いと考えられるため、適用拡大によって納付率の上昇が見込まれる。この影響は、平成23年国民年金被保険者実態調査の結果を活用して推計している。

この調査結果における「臨時・パート」である者、それ以外の者について、「完納者」、「一部納付者」及び「滞納者」の人数を基に、納付率が65%のときのそれぞれの納付率を「臨時・パート」である者は58%程度、それ以外の者は68%程度と見込んでいる。

次に、第1号被保険者から第2号被保険者となる者は、前述のとおり、80万人と見込んでいるが、これらの者には全額免除者や若年納付猶予者が含まれていることを考慮した上で、適用拡大後における第1号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」は約24%、それ以外の者は約76%となるので、

納付率は 65.3% となり、0.3% 程度上昇するものとしている。

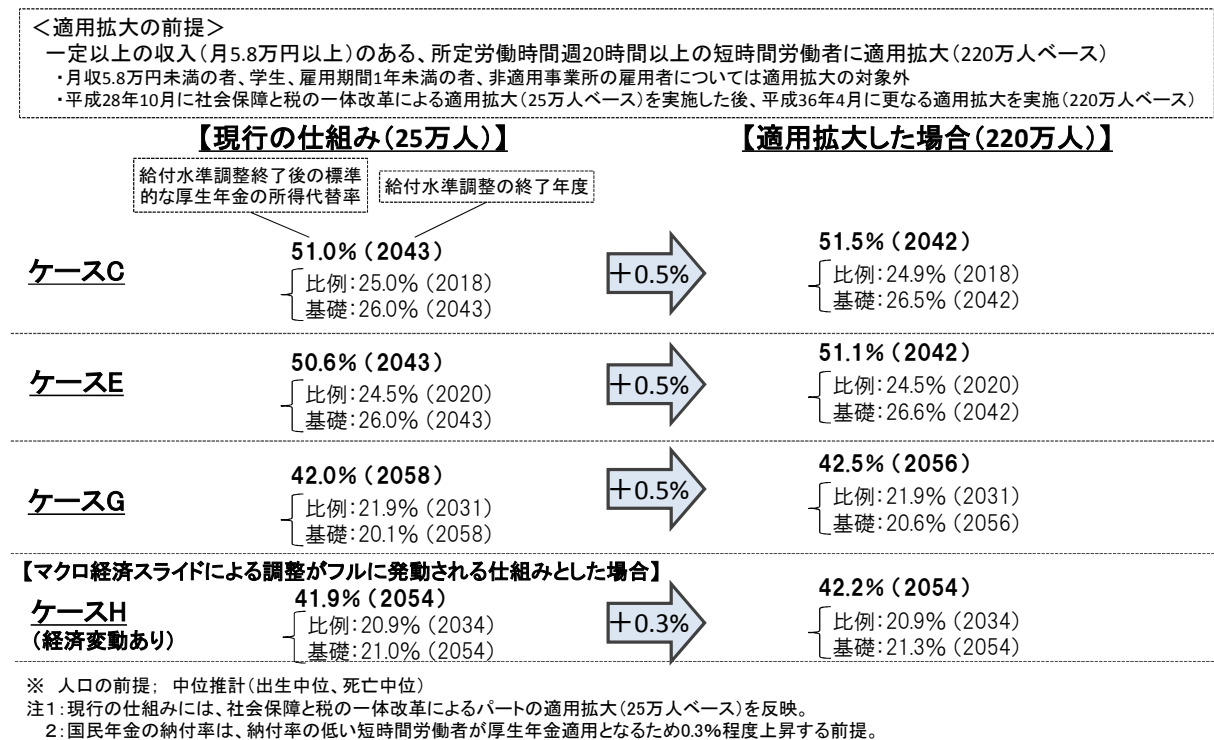
（４）適用拡大②による納付率の変化

適用拡大①で見込んだ方法と同様の考え方であるが、非適用事業所に勤務する所定労働時間週 30 時間以上の者も対象に含まれることから、同調査結果における「常用雇用」の者もあわせて考える。この場合、同調査結果における「臨時・パート」及び「常用雇用」である者の納付率を 58% 程度、それ以外の者は 69% 程度と見込んだ上で、適用拡大後における第 1 号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」及び「常用雇用」は約 7%、それ以外の者は約 93% となるので、納付率は 68.3% となり、3.3% 程度上昇するものとしている。

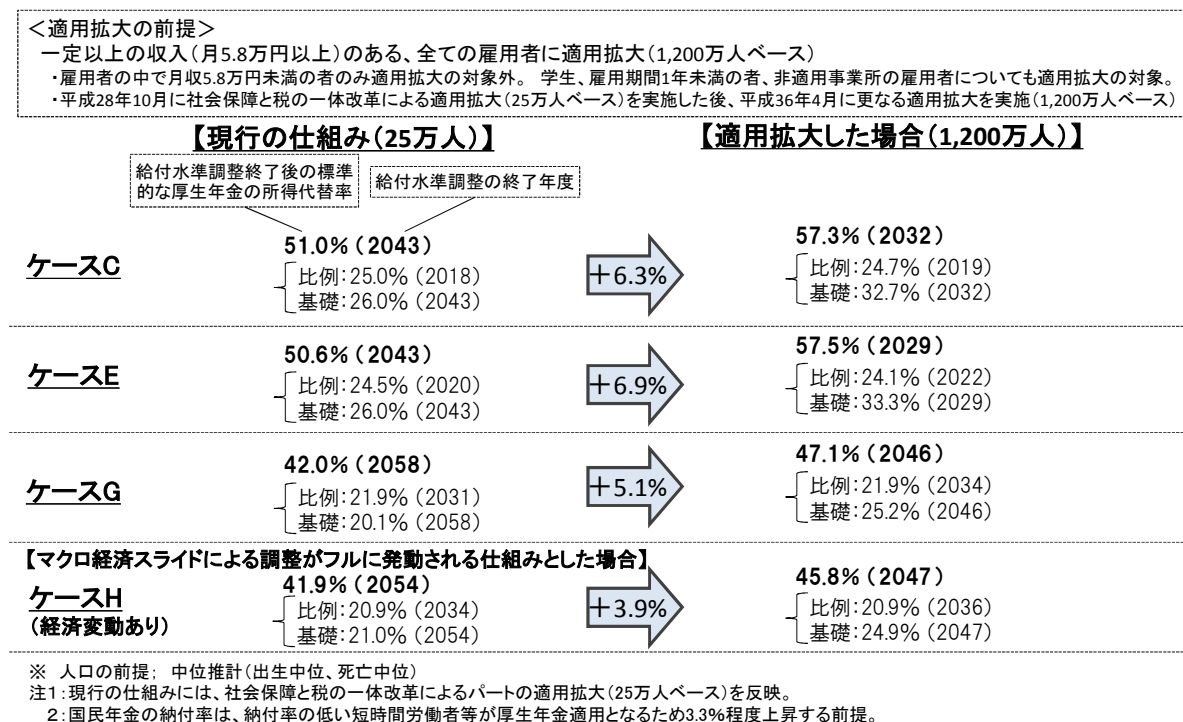
２．試算結果

前述の前提の下で、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合に給付水準調整の終了年度や将来の給付水準がどの程度変化するかを試算した結果について、適用拡大①は第 4－3－2 図、適用拡大②は第 4－3－3 図で示している。ここでは、人口の前提は出生中位・死亡中位、経済前提はケース C、ケース E、ケース G 及びケース H の場合を示している。なお、ケース H については、オプション I の制度改正及び経済変動も仮定しており、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動する仕組みとした場合をベースに試算している。

第4-3-2図 (オプションⅡ-①) 被用者保険の更なる適用拡大を行った
場合 ①週20時間以上の短時間労働者を適用(約220万人拡大)



第4-3-3図 (オプションⅡ-②) 被用者保険の更なる適用拡大を行った
場合 ②一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,200万人拡大)



現行の仕組み（平成 28（2016）年 10 月施行の適用拡大（約 25 万人）は反映）と比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が 0.3%～0.5%改善し、適用拡大②の場合、所得代替率が 3.9%～6.9%改善する結果となっており、スライド調整終了年度を見ると、特に適用拡大②の場合、7 年～14 年早くなっている。内訳を見ると、どちらの場合も基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

基礎年金部分の改善については、国民年金の財政が改善するためであるが、これは、適用拡大により、短時間労働者等の第 1 号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第 1 号被保険者数が減少すると、第 1 号被保険者 1 人当たりの国民年金の積立金が増加し、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったことによるものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると、18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てる分が減るため、報酬比例部分の給付水準が低下することとなる。しかしながら、報酬比例部分の給付水準が横ばいや若干の低下に留まっているのは、

- ・適用拡大②によって新たに適用となる被保険者の半分の 600 万人はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること、
- ・第 3 号被保険者であった者が被用者保険に適用され、新たに厚生年金保険料を負担するようになったこと、

が影響しており、その結果、基礎年金と報酬比例年金を合わせた所得代替率が大幅に改善しているものである。

3. オプションⅡにおける被保険者数の将来見通しと財政見通し

（1）被保険者数の将来見通し

オプションⅡにおける被保険者数の将来見通しについて、オプションⅡ－①（約 220 万人拡大）の場合を示したものが第 4－3－4 表、オプションⅡ－②（約 1,200 万人拡大）の場合を示したものが第 4－3－5 表である。

第4-3-4表 オプションⅡ-①（被用者保険の更なる適用拡大（約220万人
拡大））における公的年金被保険者数の将来見通し

（1）人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースA～ケースE）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27 (2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29 (2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30 (2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31 (2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32 (2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(1.0)	-0.6	-0.9
37 (2025)	62.4	14.1	41.6	(37.4)	(4.2)	6.6	(5.9)	(0.7)	-0.6	-0.9
42 (2030)	59.7	12.8	41.1	(37.0)	(4.1)	5.8	(5.2)	(0.7)	-0.8	-1.1
52 (2040)	51.5	10.5	36.1	(32.4)	(3.7)	4.9	(4.3)	(0.6)	-1.6	-1.9
62 (2050)	44.6	9.1	31.2	(27.8)	(3.4)	4.3	(3.8)	(0.5)	-1.4	-1.7
72 (2060)	39.2	8.1	27.4	(24.4)	(3.0)	3.7	(3.2)	(0.5)	-1.3	-1.6
82 (2070)	34.0	7.0	23.8	(21.2)	(2.6)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
92 (2080)	29.1	5.9	20.4	(18.2)	(2.3)	2.8	(2.4)	(0.4)	-1.5	-1.8
102 (2090)	25.4	5.2	17.7	(15.8)	(2.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
112 (2100)	22.0	4.5	15.4	(13.7)	(1.7)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.4	-1.7
122 (2110)	18.9	3.9	13.3	(11.8)	(1.5)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

（2）人口中位、
労働：労働市場への参加が進まないケース（ケースF～ケースH）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1		
27 (2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29 (2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.9	-1.2
30 (2018)	64.4	17.4	38.1	(33.7)	(4.4)	9.0	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
31 (2019)	64.0	17.2	37.9	(33.5)	(4.4)	8.9	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
32 (2020)	63.6	17.1	37.7	(33.3)	(4.3)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
37 (2025)	61.6	16.0	38.3	(34.0)	(4.2)	7.3	(6.4)	(0.8)	-0.7	-1.0
42 (2030)	58.6	15.3	36.6	(32.5)	(4.1)	6.7	(5.9)	(0.8)	-0.9	-1.2
52 (2040)	50.3	12.6	32.0	(28.3)	(3.7)	5.7	(4.9)	(0.7)	-1.6	-1.9
62 (2050)	43.7	11.0	27.7	(24.4)	(3.4)	5.0	(4.3)	(0.6)	-1.4	-1.7
72 (2060)	38.4	9.7	24.4	(21.4)	(3.0)	4.3	(3.7)	(0.6)	-1.3	-1.6
82 (2070)	33.2	8.4	21.1	(18.5)	(2.6)	3.7	(3.2)	(0.5)	-1.5	-1.8
92 (2080)	28.5	7.1	18.2	(15.9)	(2.3)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102 (2090)	24.8	6.3	15.8	(13.8)	(2.0)	2.8	(2.4)	(0.4)	-1.3	-1.6
112 (2100)	21.5	5.4	13.7	(12.0)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.5	-1.8
122 (2110)	18.5	4.6	11.8	(10.3)	(1.5)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

第4-3-5表 オプションⅡ-②（被用者保険の更なる適用拡大（約1,200万人拡大））における公的年金被保険者数の将来見通し

（1）人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースA～ケースE）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27 (2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29 (2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30 (2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31 (2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32 (2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(1.0)	-0.6	-0.9
37 (2025)	65.5	8.5	51.9	(47.6)	(4.2)	5.1	(4.6)	(0.5)	-0.6	-0.9
42 (2030)	63.3	7.4	51.6	(47.5)	(4.1)	4.3	(3.9)	(0.4)	-0.6	-0.9
52 (2040)	55.2	6.0	45.6	(41.9)	(3.7)	3.6	(3.2)	(0.4)	-1.5	-1.8
62 (2050)	47.5	5.2	39.2	(35.9)	(3.4)	3.1	(2.8)	(0.4)	-1.4	-1.7
72 (2060)	41.9	4.6	34.6	(31.6)	(3.0)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.3	-1.6
82 (2070)	36.3	4.0	30.0	(27.4)	(2.6)	2.3	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
92 (2080)	31.2	3.4	25.8	(23.5)	(2.3)	2.0	(1.8)	(0.2)	-1.5	-1.8
102 (2090)	27.1	3.0	22.4	(20.4)	(2.0)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.4	-1.7
112 (2100)	23.5	2.6	19.4	(17.7)	(1.7)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.4	-1.7
122 (2110)	20.2	2.2	16.7	(15.3)	(1.5)	1.3	(1.2)	(0.2)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

（2）人口中位、労働：労働市場への参加が進まないケース（ケースF～ケースH）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1		
27 (2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29 (2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.9	-1.2
30 (2018)	64.4	17.4	38.1	(33.7)	(4.4)	9.0	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
31 (2019)	64.0	17.2	37.9	(33.5)	(4.4)	8.9	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
32 (2020)	63.6	17.1	37.7	(33.3)	(4.3)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
37 (2025)	64.0	10.9	47.0	(42.7)	(4.2)	6.2	(5.6)	(0.7)	-0.7	-1.0
42 (2030)	61.2	10.4	45.1	(41.0)	(4.1)	5.7	(5.1)	(0.6)	-0.8	-1.1
52 (2040)	53.0	8.6	39.6	(35.9)	(3.7)	4.9	(4.3)	(0.6)	-1.5	-1.8
62 (2050)	45.8	7.4	34.1	(30.8)	(3.4)	4.3	(3.7)	(0.5)	-1.4	-1.7
72 (2060)	40.3	6.6	30.1	(27.1)	(3.0)	3.7	(3.2)	(0.4)	-1.3	-1.6
82 (2070)	34.9	5.7	26.1	(23.5)	(2.6)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
92 (2080)	29.9	4.8	22.4	(20.1)	(2.3)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.5	-1.8
102 (2090)	26.1	4.2	19.4	(17.5)	(2.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
112 (2100)	22.6	3.7	16.9	(15.2)	(1.7)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.4	-1.7
122 (2110)	19.5	3.1	14.5	(13.1)	(1.5)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

また、適用拡大を進めた場合に将来の被保険者数の構成がどのように影響を受けるのか、労働市場への参加が進むケースで見たものが第4-3-6図、第4-3-7図及び第4-3-8表である。

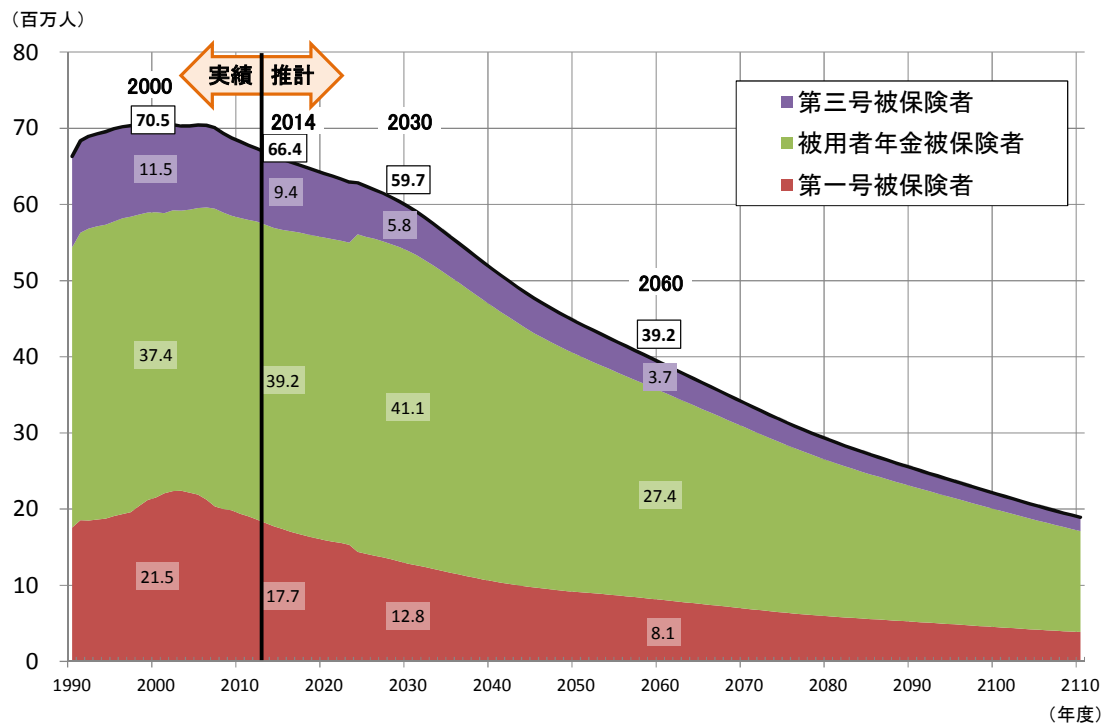
被用者年金被保険者について見ると、平成26(2014)年度で3,920万人、被保険者全体の59%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の平成42(2030)年度では、適用拡大①の場合、4,110万人、被保険者全体の69%まで上昇し、さらに適用拡大②の場合、5,160万人、被保険者全体の81%まで上昇する見通しとなっている。その後も、おおむね同程度の構成割合で推移する見通しである。

一方、第1号被保険者について見ると、平成26(2014)年度で1,770万人、被保険者全体の27%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の平成42(2030)年度では、適用拡大①の場合、1,280万人、被保険者全体の22%まで低下し、さらに適用拡大②の場合、740万人、被保険者全体の12%まで低下する見通しとなっている。

また、第3号被保険者について見ると、平成26(2014)年度で940万人、被保険者全体の14%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の平成42(2030)年度では、適用拡大①の場合、580万人、被保険者全体の10%まで低下し、さらに適用拡大②の場合、430万人、被保険者全体の7%まで低下する見通しとなっている。

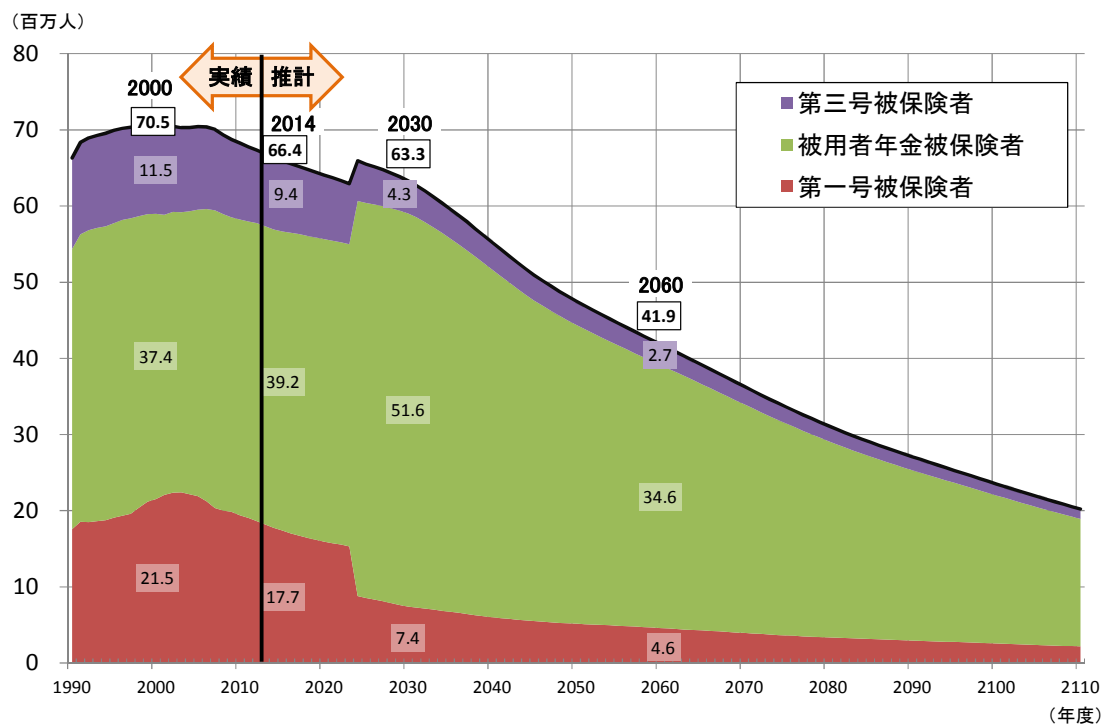
第４－３－６図 オプションⅡ－①（被用者保険の更なる適用拡大（約 220 万人
拡大））における公的年金被保険者数の将来見通し

（１）人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースＡ～ケースＥ）



第４－３－７図 オプションⅡ－②（被用者保険の更なる適用拡大（約 1,200 万
人拡大））における公的年金被保険者数の将来見通し

（１）人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースＡ～ケースＥ）



第4-3-8表 (オプションⅡ) 適用拡大による被保険者数への影響

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計			1号被保険者			2号被保険者			3号被保険者		
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②
平成26 (2014)	6,640 (100%)			1,770 (27%)			3,920 (59%)			940 (14%)		
平成32 (2020)	6,410 (100%)			1,600 (25%)			3,970 (62%)			840 (13%)		
平成37 (2025)	6,200 (100%)	6,240 (100%)	6,550 (100%)	1,480 (24%)	1,410 (23%)	850 (13%)	3,960 (64%)	4,160 (67%)	5,190 (79%)	760 (12%)	660 (11%)	510 (8%)
平成42 (2030)	5,940 (100%)	5,970 (100%)	6,330 (100%)	1,350 (23%)	1,280 (22%)	740 (12%)	3,900 (66%)	4,110 (69%)	5,160 (81%)	680 (11%)	580 (10%)	430 (7%)
平成47 (2035)	5,530 (100%)	5,580 (100%)	5,960 (100%)	1,230 (22%)	1,170 (21%)	670 (11%)	3,690 (67%)	3,880 (70%)	4,900 (82%)	620 (11%)	530 (9%)	390 (6%)
平成52 (2040)	5,110 (100%)	5,150 (100%)	5,520 (100%)	1,110 (22%)	1,050 (20%)	600 (11%)	3,430 (67%)	3,610 (70%)	4,560 (83%)	570 (11%)	490 (9%)	360 (6%)
平成57 (2045)	4,730 (100%)	4,770 (100%)	5,090 (100%)	1,020 (22%)	970 (20%)	550 (11%)	3,180 (67%)	3,340 (70%)	4,210 (83%)	530 (11%)	460 (10%)	330 (7%)
平成62 (2050)	4,430 (100%)	4,460 (100%)	4,750 (100%)	960 (22%)	910 (21%)	520 (11%)	2,960 (67%)	3,120 (70%)	3,920 (83%)	500 (11%)	430 (10%)	310 (7%)
平成72 (2060)	3,900 (100%)	3,920 (100%)	4,190 (100%)	850 (22%)	810 (21%)	460 (11%)	2,610 (67%)	2,740 (70%)	3,460 (83%)	430 (11%)	370 (9%)	270 (6%)
平成82 (2070)	3,370 (100%)	3,400 (100%)	3,630 (100%)	730 (22%)	700 (20%)	400 (11%)	2,260 (67%)	2,380 (70%)	3,000 (83%)	370 (11%)	320 (9%)	230 (6%)
平成92 (2080)	2,890 (100%)	2,910 (100%)	3,120 (100%)	630 (22%)	590 (20%)	340 (11%)	1,940 (67%)	2,040 (70%)	2,580 (83%)	320 (11%)	280 (9%)	200 (6%)
平成102 (2090)	2,520 (100%)	2,540 (100%)	2,710 (100%)	550 (22%)	520 (21%)	300 (11%)	1,690 (67%)	1,770 (70%)	2,240 (83%)	280 (11%)	240 (9%)	180 (6%)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

さらに、世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通しを示したものが第4-3-9表である。

第4-3-9表 (オプションⅡ) 世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	9.6 年 (23 %)	31.3 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)	9.6 年 (23 %)	31.3 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)	9.6 年 (23 %)	31.3 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.4 年 (23 %)	31.9 年 (77 %)	0.1 年 (0 %)	9.4 年 (23 %)	32.1 年 (77 %)	0.1 年 (0 %)	9.3 年 (22 %)	33.0 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)
1975年生 (平成27年:40歳)	11.4 年 (26 %)	31.6 年 (73 %)	0.1 年 (0 %)	11.4 年 (26 %)	31.8 年 (73 %)	0.1 年 (0 %)	10.5 年 (24 %)	33.6 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.8 年 (25 %)	32.4 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	10.7 年 (25 %)	32.6 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	9.0 年 (20 %)	35.3 年 (80 %)	0.1 年 (0 %)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.2 年 (24 %)	32.9 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)	10.0 年 (23 %)	33.2 年 (77 %)	0.1 年 (0 %)	7.6 年 (17 %)	36.6 年 (83 %)	0.1 年 (0 %)
2005年生 (平成27年:10歳)	10.0 年 (23 %)	33.2 年 (77 %)	0.1 年 (0 %)	9.7 年 (22 %)	33.7 年 (77 %)	0.1 年 (0 %)	6.1 年 (14 %)	38.3 年 (86 %)	0.1 年 (0 %)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	11.3 年 (30 %)	14.9 年 (39 %)	12.1 年 (32 %)	11.3 年 (30 %)	14.9 年 (39 %)	12.1 年 (32 %)	11.3 年 (30 %)	14.9 年 (39 %)	12.1 年 (32 %)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.9 年 (25 %)	17.4 年 (43 %)	13.1 年 (32 %)	9.9 年 (24 %)	17.6 年 (43 %)	13.0 年 (32 %)	9.8 年 (24 %)	18.8 年 (45 %)	13.0 年 (31 %)
1975年生 (平成27年:40歳)	10.7 年 (26 %)	19.4 年 (47 %)	11.0 年 (27 %)	10.5 年 (25 %)	20.2 年 (49 %)	10.6 年 (26 %)	9.1 年 (21 %)	23.4 年 (55 %)	10.0 年 (24 %)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.5 年 (25 %)	21.0 年 (50 %)	10.1 年 (24 %)	10.1 年 (24 %)	22.5 年 (54 %)	9.2 年 (22 %)	7.6 年 (18 %)	27.6 年 (64 %)	7.7 年 (18 %)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.1 年 (24 %)	21.9 年 (53 %)	9.6 年 (23 %)	9.5 年 (23 %)	23.9 年 (57 %)	8.3 年 (20 %)	6.4 年 (15 %)	30.2 年 (71 %)	6.2 年 (15 %)
2005年生 (平成27年:10歳)	9.8 年 (24 %)	22.2 年 (53 %)	9.6 年 (23 %)	9.1 年 (22 %)	24.5 年 (59 %)	8.2 年 (20 %)	4.7 年 (11 %)	32.4 年 (75 %)	6.0 年 (14 %)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:1955年生の者については、3号被保険者制度が導入されたのは30歳のときであり、20歳台の専業主婦であった期間は公的年金に任意加入であった。このため、3号期間が短くなっていることに留意する必要がある。

4:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

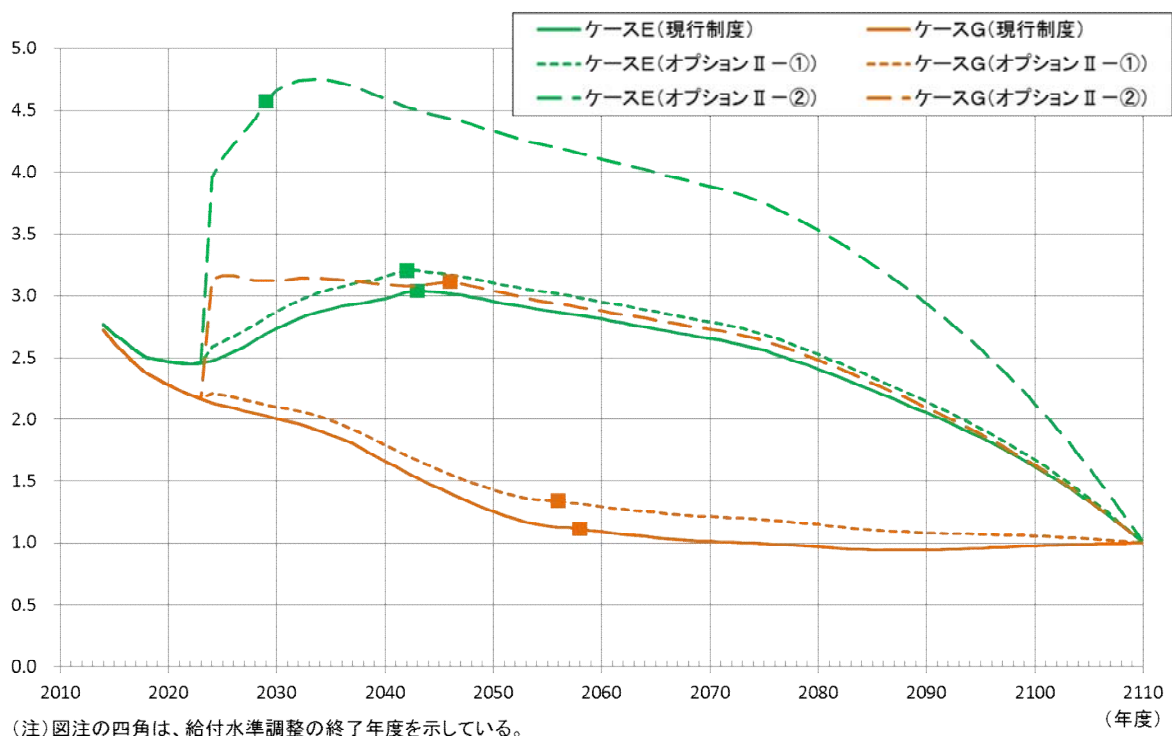
特に、女性の場合を見ると、現行ベースでも平成 17 (2005) 年生まれの世代は、3 号期間の占める割合が 23%まで低下する見込みとなっているが、適用拡大が進むと、適用拡大①の場合で 20%、適用拡大②の場合で 14%まで更に低下する見通しである。

また、この世代の女性について、2 号期間の占める割合を見ると、適用拡大②の場合で 75%まで上昇する見込みとなっており、現行ベースの男性と同程度となる見通しである。

(2) 財政見通し

オプションⅡにおける国民年金の積立度合の見通しを、経済前提がケース E、ケース G の場合で示したものが第 4-3-10 図である。

第 4-3-10 図 国民年金の積立度合の見通し (オプションⅡ)

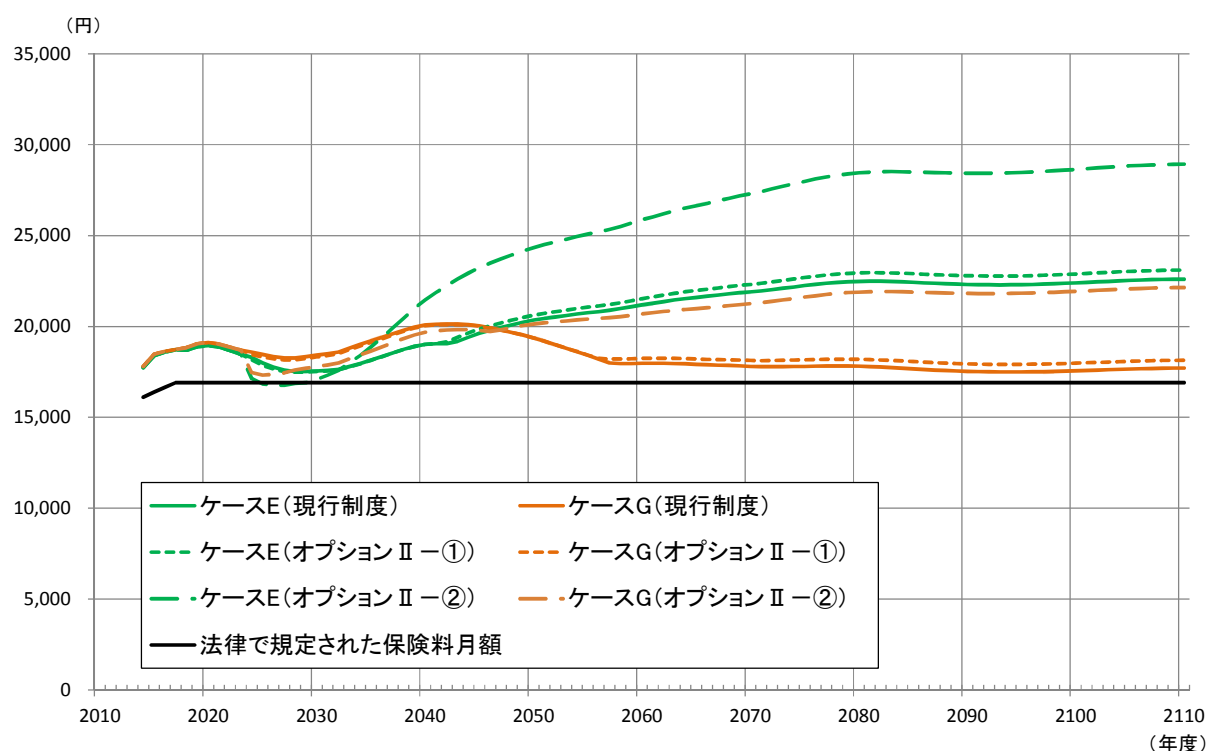


ケース E、ケース G とも、更なる適用拡大を実施すると仮定した平成 36 (2024) 年度に国民年金の積立度合が上昇しており、特に、適用拡大②の場合は足下の水準を大きく上回るほど上昇している。ケース G では、現行制度の場合、マクロ経済スライドが終了する 2060 年度頃から積立度合がほぼ 1 となっていたものが、適用拡大②まで進むと、ケース E の現行制度と同程度の水準まで上昇している。適用拡大により積立度合が上昇するのは、前述のように、短時間労働者等の第 1 号

被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第1号被保険者数が減少し、第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加したためである。

また、基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（平成16年度価格）の推移を、経済前提がケースE及びケースGの場合で示したものが第4-3-11図である。

第4-3-11図 拠出金単価（保険料相当額）（平成16年度価格）の見通し（オプションⅡ）



ケースE、ケースGとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した平成36(2024)年度に拠出金単価（保険料相当額）が低下している。これは、適用拡大が実施されてもその者が年金を受給するまで時間を要するため、基礎年金給付費はただちに増加しないが、納付率の低い第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることによって、拠出金算定対象者数が増加したことによるものである。その後は、基礎年金給付費の増加を受けて、次第に増加していく見通しとなっている。

第 4 節

オプションⅢ

1. 試算の前提

基礎年金は、20 歳以上 60 歳未満の 40 年間保険料を拠出し、65 歳から年金受給することを基本としており、40 年を超えて保険料を拠出することはできない仕組みとなっている。

現行制度に基づく財政検証結果では、我が国の経済の再生を前提とするケースでも基礎年金のマクロ経済スライドは約 30 年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進む中で、一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプションⅢでは、寿命が伸長する中でより長く働き保険料を拠出することを進めるため、高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金の仕組みを改め、45 年まで保険料を拠出することを可能とし、拠出期間の延びに合わせ基礎年金が増額する仕組みに改めた場合の影響を試算した。

この試算は、所要の基礎率を新たに設定した上で財政シミュレーションを実施するマクロ試算を行っている。具体的には、

- ・ 基礎年金給付を算定するときの納付年数の上限を現在の 40 年（20～60 歳）から 45 年（20～65 歳）に延長し、納付年数が延びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更（平成 30（2018）年度から納付年数の上限を 3 年ごとに 1 年延長）
- ・ 65 歳以上の在職老齢年金制度を廃止

と仮定している。上限年数の延長スケジュールについては、女性の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げのスケジュールに揃えて設定したものであり、対象年齢が拡大する世代から、基礎年金給付の満額水準（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）も増加するものとしている（第 4－4－1 表）。そのほか、費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法は、現行制度における基礎年金の仕組みを踏襲することとしている。すなわち、第 1 号被保険者が低所得の時には、申請に基づき免除制度等を適用の上、免除期間分については国庫負担分のみを保障することとし、未納期間については給付に反映しない。また、60 歳台前半の国民年金の第 1 号被保険者の納付行動については、50 歳台後半の状況を自然に延長

して設定している。

第４－４－１表 オプションⅢにおける生年度別にみた対象年齢拡大の設定

生年度	基礎年金の拠出金の対象となる年数	基礎年金給付	マクロ経済スライドによる給付水準調整の期間
昭和32(1957)年度以前生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢60歳)	40年	現行40年満額水準	全ての世代について 同じ期間を適用
昭和33・34(1958・1959)年度生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢61歳)	41年	現行40年満額水準×41/40	
昭和35・36(1960・1961)年度生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢62歳)	42年	現行40年満額水準×42/40	
昭和37・38(1962・1963)年度生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢63歳)	43年	現行40年満額水準×43/40	
昭和39・40(1964・1965)年度生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢64歳)	44年	現行40年満額水準×44/40	
昭和41(1966)年度以後生まれ (女性の報酬比例部分の支給開始年齢65歳)	45年	現行40年満額水準×45/40	

また、上記の制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかについても試算している。この試算は、上記の制度改正による給付水準をベースに、拠出期間の延長や繰下げ受給の効果を上乗せしたミクロ試算を行っている。繰下げ受給は基本的に年金財政上中立な仕組みであるため、財政シミュレーションを実施せず、標準的な年金受給世帯において前述の効果による給付水準の変化を評価することとした。

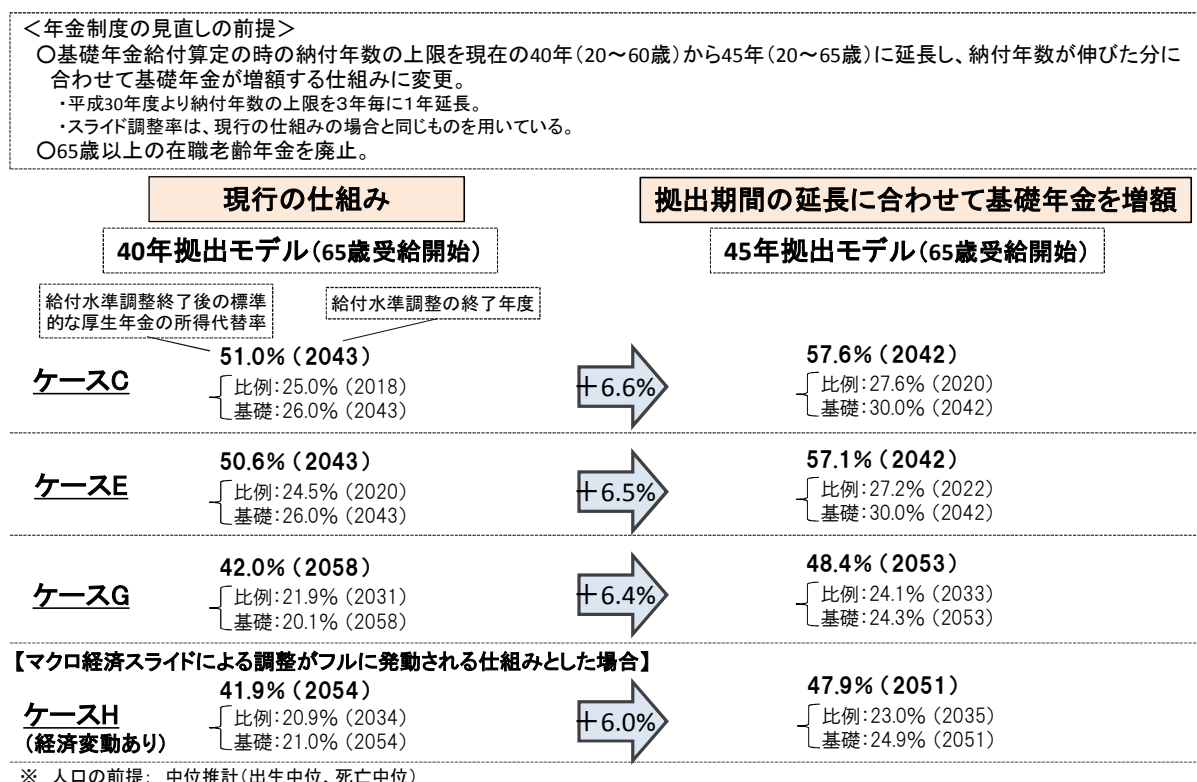
なお、現行の65歳以上の在職老齢年金制度については、同制度により年金額(報酬比例部分)を停止された場合、当該停止額は繰下げ増額の対象とならないため、受給開始年齢の繰下げを選択した場合でも年金額の増加に結びつくよう、廃止するという前提を置いたものである。

2. 試算結果

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度やその後の標準的な年金受給世帯における給付水準(所得代替率)がどの程度変化するか試算した結果が第４－４－２図である。ここでは、経済前提について、ケースC、ケースE、ケースG及びケースHの場合を示している。なお、ケースHについては、

オプションⅠの制度改正及び経済変動も仮定しており、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動する仕組みとした場合をベースに試算している。

第４－４－２図 （オプションⅢ）高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合



いずれのケースも所得代替率が6～7%程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長されたことに伴い、年金額が45/40倍となることから給付水準もおおむね45/40倍となったものである。この結果、低成長のケースGやケースHの場合であっても、40%台後半の給付水準を確保できる見通しとなった。

また、所得代替率の内訳として、基礎年金部分と報酬比例部分の影響をそれぞれ見ると、いずれのケースも基礎年金部分はマクロ経済スライドの終了年度が早まり、所得代替率も保険料拠出の延長(45/40)以上に上昇しているが、報酬比例部分は逆にマクロ経済スライドの終了年度が遅くなり、上昇幅も45/40より小さくなっている。

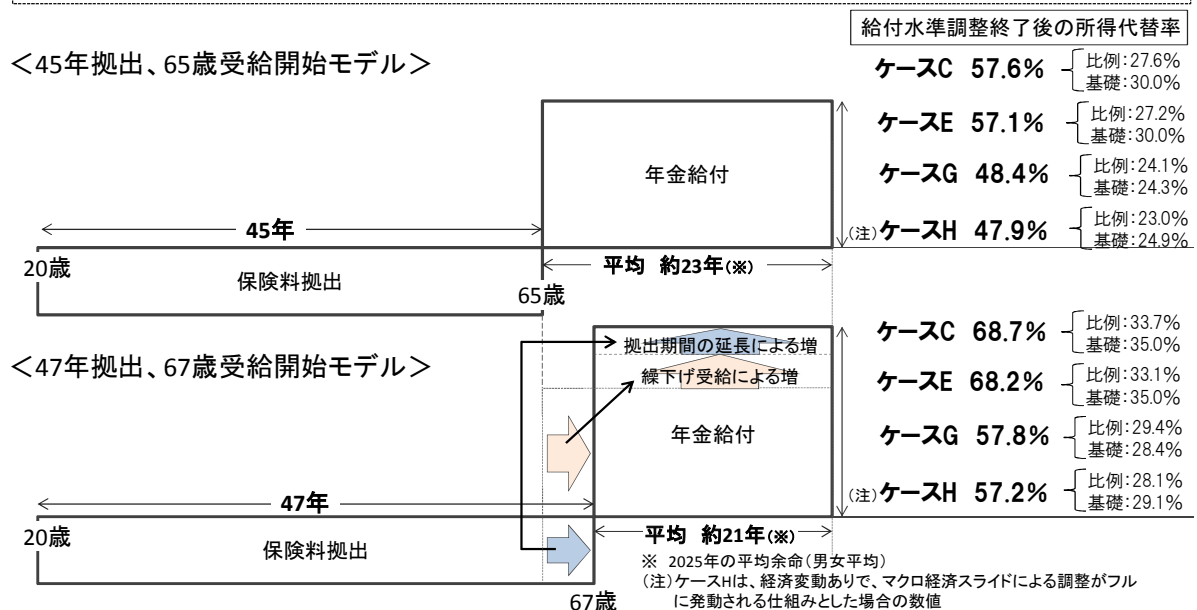
基礎年金部分の所得代替率の上昇が大きい要因は、保険料拠出期間の延長に伴い、基礎年金の支え手が増加するのに対し、給付の増加は遅れて生じるため、一時的に1人当たりの基礎年金拠出金額(拠出金単価)が低下し、国民年金財政が改善するためである。報酬比例部分については、基礎年金の改善により報酬比例

部分に充てられる厚生年金の保険料が減少すること及び 65 歳以上の在職老齢年金の廃止を仮定していることから所得代替率の上昇幅が抑えられているためである。

また、上記の制度改正を前提とし、個人の選択として 65 歳を超えて就労した者が厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢を繰り下げた場合、給付水準がどれだけ上昇するかについて示したものが第 4－4－3 図である。この図では、保険料を 47 年拠出し、67 歳から受給開始する場合の結果を示している。

第 4－4－3 図 （オプションⅢ）退職年齢と受給開始年齢を 65 歳以上とした場合の給付水準の上昇

- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
 - ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。



いずれのケースも所得代替率は大幅に改善しており、最も低成長のケースHの場合でも 50%を上回る結果となっている。65 歳受給開始モデルと比べて所得代替率が上昇する要因は、65 歳を超えて就労することにより保険料の拠出期間が延長したことと繰下げ受給を選択することによる増額である。67 歳受給開始モデルでは、拠出期間の延長により報酬比例部分の水準が 47/45 倍となり、繰下げ受給により報酬比例部分及び基礎年金部分の水準がそれぞれ 16.8%増（＝0.7%×24 ヶ月）となる。

さらに、受給開始年齢を 65～70 歳とした場合について示したものが第 4－4－4 表である。

65 歳を超えて就労し、繰下げ受給を選択することによっていずれのケースでも所得代替率は 50%を上回る結果となっており、特に 70 歳まで就労し、繰下げ受給すると、ケース H の場合でも所得代替率が 70%を超える給付水準となっており、足下の給付水準(平成 26(2014)年度で 62.7%)を大きく上回る水準となっている。

第 4－4－4 表 (オプションⅢ) 退職年齢と受給開始年齢を 65～70 歳とした場合の給付水準の変化

退職年齢及び受給開始年齢	保険料 拠出期間	ケースC		ケースE		ケースG		ケースH(経済変動あり)注2	
		給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分
65歳	45年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66歳	46年	63.1%	+5.5% (拠出期間増: +0.7% 繰下げ増額: +4.8%)	62.6%	+5.5% (拠出期間増: +0.7% 繰下げ増額: +4.8%)	53.1%	+4.6% (拠出期間増: +0.6% 繰下げ増額: +4.1%)	52.5%	+4.6% (拠出期間増: +0.6% 繰下げ増額: +4.0%)
67歳	47年	68.7%	+11.1% (拠出期間増: +1.4% 繰下げ増額: +9.7%)	68.2%	+11.0% (拠出期間増: +1.4% 繰下げ増額: +9.6%)	57.8%	+9.4% (拠出期間増: +1.3% 繰下げ増額: +8.1%)	57.2%	+9.3% (拠出期間増: +1.2% 繰下げ増額: +8.1%)
68歳	48年	74.4%	+16.8% (拠出期間増: +2.3% 繰下げ増額: +14.5%)	73.8%	+16.7% (拠出期間増: +2.3% 繰下げ増額: +14.4%)	62.6%	+14.2% (拠出期間増: +2.0% 繰下げ増額: +12.2%)	61.9%	+14.0% (拠出期間増: +1.9% 繰下げ増額: +12.1%)
69歳	49年	80.2%	+22.6% (拠出期間増: +3.3% 繰下げ増額: +19.4%)	79.6%	+22.4% (拠出期間増: +3.2% 繰下げ増額: +19.2%)	67.6%	+19.1% (拠出期間増: +2.9% 繰下げ増額: +16.3%)	66.8%	+18.8% (拠出期間増: +2.7% 繰下げ増額: +16.1%)
70歳	50年	86.2%	+28.6% (拠出期間増: +4.4% 繰下げ増額: +24.2%)	85.4%	+28.3% (拠出期間増: +4.3% 繰下げ増額: +24.0%)	72.6%	+24.1% (拠出期間増: +3.8% 繰下げ増額: +20.3%)	71.7%	+23.8% (拠出期間増: +3.6% 繰下げ増額: +20.1%)

注1: 増分の()内は、増分を保険料拠出期間の増加による影響と繰下げ受給による影響に要因分解したもの
 2: ケースHは、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

3. オプションⅢにおける被保険者数の将来見通しと財政見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

オプションⅢにおける被保険者数の将来見通しを示したものが第 4－4－5 表、第 4－4－6 図である。

第4-4-5表 オプションⅢ（高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組み）における公的年金被保険者数の将来見通し

（１）人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースＡ～ケースＥ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27 (2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29 (2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30 (2018)	65.2	16.8	39.6	(35.3)	(4.4)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
31 (2019)	65.2	16.8	39.7	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.6	-0.9
32 (2020)	64.9	16.6	39.7	(35.4)	(4.3)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
37 (2025)	64.6	16.8	39.6	(35.3)	(4.2)	8.2	(7.3)	(0.9)	-0.6	-0.9
42 (2030)	63.6	16.8	39.0	(34.9)	(4.1)	7.7	(6.9)	(0.8)	-0.8	-1.1
52 (2040)	55.7	14.7	34.3	(30.6)	(3.7)	6.7	(5.9)	(0.7)	-1.6	-1.9
62 (2050)	47.8	12.4	29.6	(26.3)	(3.4)	5.8	(5.1)	(0.7)	-1.4	-1.7
72 (2060)	42.2	11.1	26.1	(23.1)	(3.0)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.3	-1.6
82 (2070)	36.6	9.6	22.6	(20.0)	(2.6)	4.3	(3.8)	(0.5)	-1.5	-1.8
92 (2080)	31.3	8.2	19.4	(17.1)	(2.3)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.5	-1.8
102 (2090)	27.3	7.2	16.9	(14.9)	(2.0)	3.2	(2.9)	(0.4)	-1.3	-1.6
112 (2100)	23.7	6.2	14.7	(13.0)	(1.7)	2.8	(2.5)	(0.3)	-1.4	-1.7
122 (2110)	20.4	5.3	12.6	(11.1)	(1.5)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

ただし、公的年金被保険者減少率およびスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

（２）人口中位、
労働：労働市場への参加が進まないケース（ケースＦ～ケースＨ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26 (2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1		
27 (2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
28 (2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29 (2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.9	-1.2
30 (2018)	64.9	17.7	38.1	(33.7)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
31 (2019)	64.8	17.9	37.9	(33.5)	(4.4)	9.0	(8.0)	(1.1)	-0.7	-1.0
32 (2020)	64.4	17.8	37.7	(33.3)	(4.3)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.7	-1.0
37 (2025)	64.2	19.0	36.5	(32.3)	(4.2)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
42 (2030)	63.2	19.9	34.9	(30.8)	(4.1)	8.3	(7.3)	(0.9)	-0.9	-1.2
52 (2040)	55.2	17.5	30.5	(26.8)	(3.7)	7.1	(6.3)	(0.8)	-1.6	-1.9
62 (2050)	47.4	14.8	26.5	(23.1)	(3.4)	6.2	(5.4)	(0.8)	-1.3	-1.6
72 (2060)	41.9	13.3	23.3	(20.3)	(3.0)	5.4	(4.7)	(0.7)	-1.3	-1.6
82 (2070)	36.3	11.5	20.2	(17.6)	(2.6)	4.6	(4.0)	(0.6)	-1.5	-1.8
92 (2080)	31.0	9.7	17.3	(15.0)	(2.3)	4.0	(3.5)	(0.5)	-1.5	-1.8
102 (2090)	27.1	8.5	15.1	(13.1)	(2.0)	3.5	(3.0)	(0.4)	-1.3	-1.6
112 (2100)	23.5	7.4	13.1	(11.4)	(1.7)	3.0	(2.6)	(0.4)	-1.5	-1.8
122 (2110)	20.2	6.4	11.2	(9.8)	(1.5)	2.6	(2.3)	(0.3)	-1.5	-1.8

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

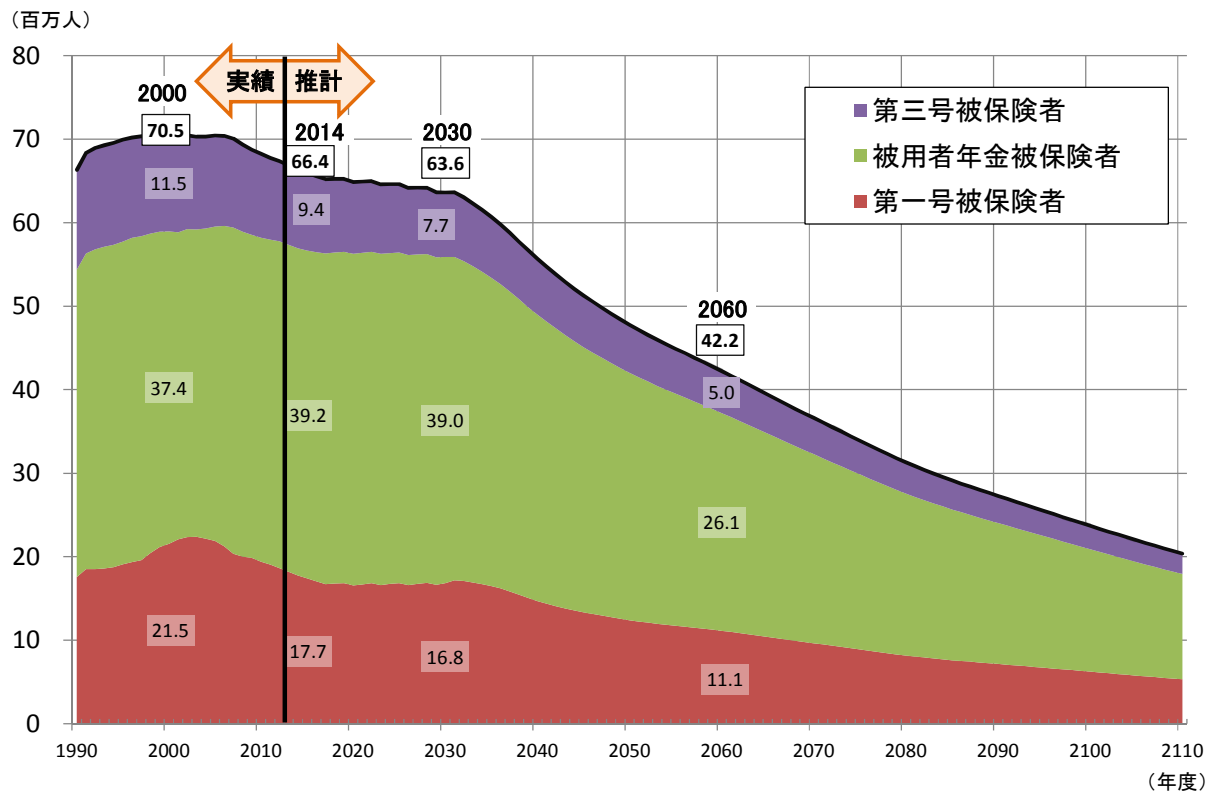
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

ただし、公的年金被保険者減少率およびスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

（注3）（ ）内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

第４－４－６図 オプションⅢ（高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組み）における公的年金被保険者数の将来見通し

人口中位、労働：労働市場への参加が進むケース（ケースＡ～ケースＥ）



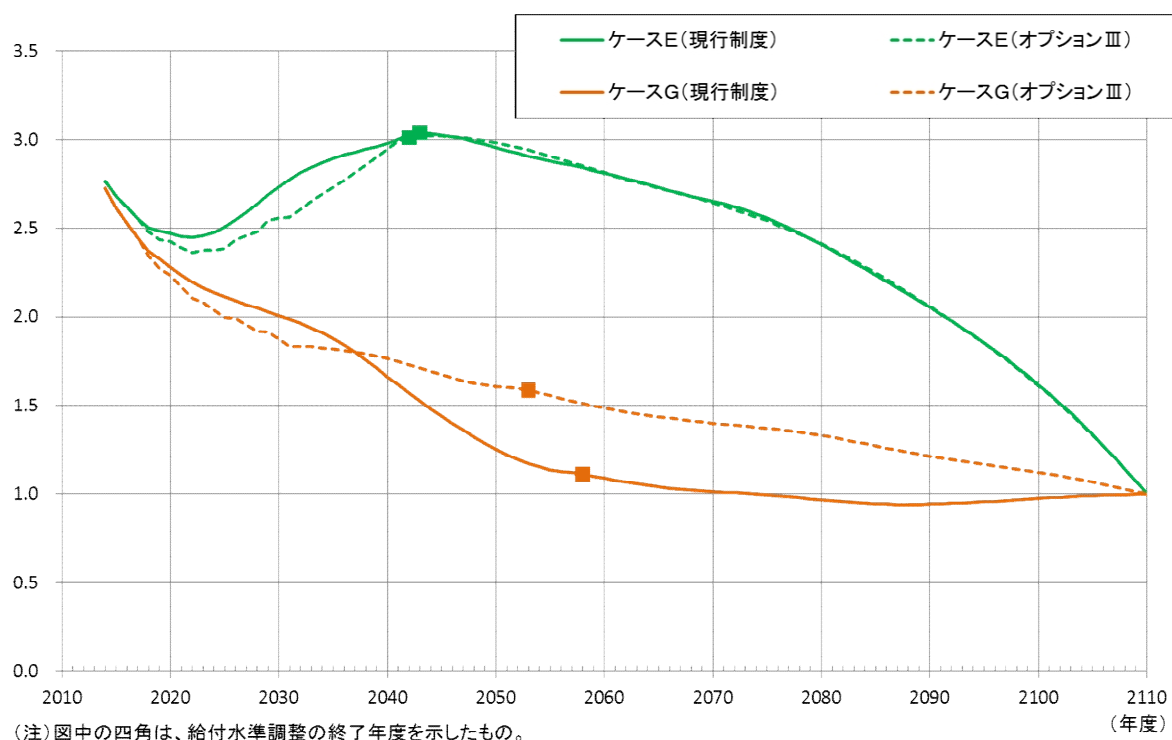
このオプションの前提として、平成 30(2018)年度から納付年数の上限を 3 年ごとに 1 年延長することとしていたので、平成 42(2030)年度からすべての被保険者が 65 歳まで加入可能となる。そこで、このときの被保険者数を労働市場への参加が進むケースで見ると、被保険者総数は 6,360 万人となり、現行制度の場合の 5,940 万人と比べて増加する見通しである。内訳を見ると、第 1 号被保険者数は 1,680 万人であり、現行制度の場合が 1,350 万人であったので、被保険者総数の増加分の大部分は第 1 号被保険者が増加したことによるものである。また、第 3 号被保険者についても、現行制度の場合が 680 万人であったものが、60～65 歳の者も第 3 号被保険者となるため 770 万人へ増加する見通しとなっている。一方、被用者年金被保険者については、現行制度の場合もオプションⅢの場合も 3,900 万人で同じとなっている。これは、現行制度においても、一定の要件を満たす 60 歳以上の者は被用者年金に適用されているためである。

なお、マクロ経済スライドの調整率については、公的年金被保険者の減少率に基づいて算定されるものであるが、オプションⅢの試算に当たっては、現行制度の仕組みと同じ調整率（被保険者の年齢が拡大することに伴って被保険者数が増加する要素を考慮しないもの）を使用することとしている。

（２）財政見通し

オプションⅢにおける国民年金の積立度合の見通しを、経済前提がケースE及びケースGの場合で示したものが第４－４－７図である。

第４－４－７図 国民年金の積立度合の見通し（オプションⅢ）



どちらのケースの場合も、納付年数の上限の延長が開始されるとした平成30(2018)年度からしばらくの間、現行制度よりも積立度合は低下していく見通しとなっている。60歳台前半の第1号被保険者が増加することにより、保険料収入が増える一方で、基礎年金拠出金の負担も増加するため、積立金の増加率よりも支出の増加率の方が大きくなるためである。

その後、ケースEの場合は、マクロ経済スライドが終了する頃にほぼ同程度となり、その後も同程度の水準で推移する見通しである。一方、ケースGの場合は、現行制度ほど積立度合が低下しないため、2040年代以降はオプションⅢの方が積立度合は高い水準で推移する見通しである。

また、基礎年金の財政見通しについて、経済前提がケースEの場合に、基礎年金給付費と国庫負担の見通しを賃金上昇率で平成26年度価格に換算したものを比較したのが第４－４－８表である。

第 4－4－8 表 基礎年金給付費と国庫負担の見通し（平成 26 年度価格）

	年度	現行		オプションⅢ	
		基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担
納付年数の 上限延長開始⇒	平成26(2014)	21.8	11.1	21.8	11.1
	平成30(2018)	22.7(24.3)	11.5(12.4)	22.7(24.3)	11.5(12.4)
上限延長完了⇒	平成42(2030)	19.4(29.7)	9.9(15.2)	19.9(30.4)	10.2(15.6)
基礎の調整完了⇒ 上限45年未満 の者が90歳に⇒	平成54(2042)	17.6(36.2)	9.0(18.6)	19.2(39.6)	9.9(20.4)
	平成67(2055)	16.2(46.0)	8.4(23.7)	18.5(52.4)	9.6(27.1)
	平成72(2060)	15.4(49.6)	8.0(25.6)	17.7(56.9)	9.2(29.4)
	平成82(2070)	13.8(56.6)	7.1(29.2)	15.9(65.2)	8.2(33.8)
	平成92(2080)	12.1(63.9)	6.3(33.0)	14.0(73.6)	7.2(38.1)
	平成102(2090)	10.5(70.9)	5.4(36.6)	12.1(81.7)	6.3(42.3)
	平成112(2100)	9.1(78.6)	4.7(40.5)	10.5(90.5)	5.4(46.9)
	平成122(2110)	7.9(87.5)	4.1(45.1)	9.1(100.8)	4.7(52.1)

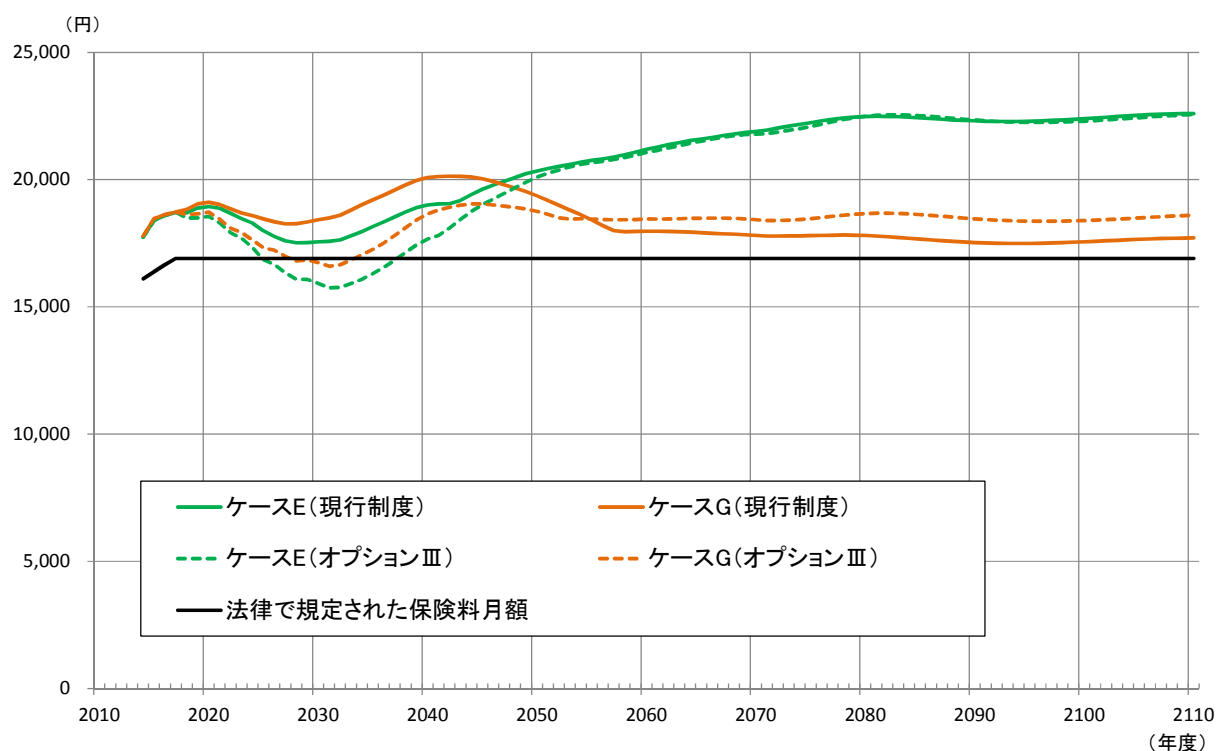
（資料）平成26年財政検証結果及びオプション試算結果をもとに作成。いずれもケースEの数字を使用。

（注）「平成26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の実額。

オプションⅢは納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みであることから、オプションⅢと現行制度を比べると、基礎年金給付費及び国庫負担とも徐々にオプションⅢの方が大きくなり、基礎年金給付費は最大で2兆円程度、国庫負担は最大で1兆円程度増加する見通しとなっている。その後は、次第に差が縮小していく見通しである。

さらに、拠出金単価のうち保険料相当額（平成 16 年度価格）の推移を、経済前提がケースE及びケースGの場合で示したものが第4－4－9図である。

第 4 - 4 - 9 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成 16 年度価格）の
見通し（オプションⅢ）



ケース E で見ると、2020 年代後半から 2030 年代後半にかけて、拠出金単価（保険料相当額）が法定の保険料月額を下回っており、国民年金は独自給付を除けば運用収入に頼らない財政運営となっている。その後は次第に上昇し、2050 年代以降は、現行制度と同程度の水準で推移する見通しである。